

令和2年度における電気事業法第107条の規定に基づく

立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第107条第2項又は第4項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例

- 法：電気事業法
- 施行規則：電気事業法施行規則
- 報告規則：電気関係報告規則
- 電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電技解釈：電気設備の技術基準の解釈
- 火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
- 風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

【火力発電設備】 立入検査実施件数 4件

- 保安規程を変更する必要がある指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
・ 廃止した非常用発電設備に係る規定が削除されていない。

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
・ 電気関係報告規則第4条の表第16号の事業場の名称の変更届出がなされていない。	電気関係報告規則第4条の表第16号

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程に違反する指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 2件

- 保安規程に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
<ul style="list-style-type: none">・ 保安規程に基づく巡視、点検及び測定が規定に基づき全ての項目を実施していることの確認が出来ない。・ 記録において確認者の押印があるものとなないものがある。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
<ul style="list-style-type: none">・ 保安規程に定める組織図と現状の組織が相違している。・ 保安規程で記載している職務規程抜粋と条文とに不整合がある。・ 保安規程で規定している巡視点検測定並びに手入れ基準において設備が現状と相違している。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【風力発電設備】 立入検査実施件数 2件

指摘なし

【太陽光発電設備】 立入検査実施件数 1 件

指摘なし

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 2 件

指摘なし

【需要設備】 立入検査実施件数 2 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
受電柱の接地線が覆われていない。	電技省令 1 1 条 電技解釈 1 7 条第 1 項第 3 号ニ
造営材の貫通ヶ所において、電線が絶縁管に収められていない。	電技省令 5 6 条 電技解釈 1 4 5 条第 1 項第 2 号

以下の件については指摘なし

- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘